県　章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
（当日が県の休日に当たるときは休刊とする。）

目　　次

規　則
○沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の 一部を改正する規則（水産課）…… 1
○沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則（物品管理課）…… 20
告　示
○農業振興地域の区域の変更（農政経済課）…… 21
○民有保安林の指定の解除（森林緑地課）…… 21
○沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示（水産課）…… 21
○海岸保全区域の指定・２件（海岸防災課）…… 22
○海岸保全区域の廃止（海岸防災課）…… 23
公　告
○沖縄県平和祈念資料館の臨時休館について（平和・男女共同参画課）…… 24
企業局事項
○沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程…… 24
教育委員会事項
○沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認…… 25

規　　則

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年４月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沖縄県規則第30号

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年沖縄県規則第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「貸し付ける」を「貸し付け、並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「促進法」という。）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成20年政令第234号）及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）に定めるもののほか、この規則の定めるところにより、促進法第４条第１項の認定を受けた中小企業者であって同条第２項第２号ハに規定する措置を行う者（以下「認定中小企業者」という。）に対しては、経営等改善資金（次条の表経営等改善資金の項の１から７までの資金に限る。）を貸し付ける」に改める。

第２条（見出しを含む。）中「一沿岸漁業従事者等」の次に「及び一認定中小企業者」を加え、同条の表経営等改善資金の項１から３まで中「あつては」を「あっては」に改め、「以内を含む。）」の次に「。ただし、促進法第13条第１項の規定を適用する場合においては、９年以内とする（据置期間３年以内を含む。）。」を加え、同項４を次のように改める。

４　燃料油消費節減機器	１　漁船用環境高度対応	2,500万円（漁船用環境高度	７年以内（据置期

等設置資金 　推進機関その他の漁船に設置される機器等であって、通常の型式のもの又は通常の方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金	機関の設置費用 ２　定速装置の設置費用 ３　発光ダイオード式集魚灯の設置費用	対応機関を設置する場合にあっては１台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあっては１台につき120万円）、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあっては１セットにつき1,300万円	間１年以内を含む。）。ただし、促進法第13条第１項の規定を適用する場合においては、９年以内とする（据置期間３年以内を含む。）。

第２条の表経営等改善資金の項５中「あつては」を「あっては」に改め、「含む。）」の次に「。ただし、促進法第13条第１項の規定を適用する場合においては、５年以内とする（据置期間３年以内を含む。）。」を加え、同項６中「活漁」を「活魚」に改め、「以内を含む。）」の次に「。ただし、促進法第13条第１項の規定を適用する場合においては、12年以内とする（据置期間５年以内を含む。）。」を加え、同項７中「以内を含む。）」の次に「。ただし、促進法第13条第１項の規定を適用する場合においては、12年以内とする（据置期間５年以内を含む。）。」を加え、同項８中「あつては」を「あっては」に、「３に」を「４までに」、「４に」を「５に」に改め、同項９中「あつては」を「あっては」に、「５に」を「５までに」に改め、同項10及び12中「あつては」を「あっては」に改め、同条の表生活改善資金の項中「あつては」を「あっては」に、「あつて」を「あって」に改め、同表青年漁業者等養成確保資金の項中「あつては」を「あっては」に改める。

第３条中「一沿岸漁業従事者等」の次に「及び一認定中小企業者」を加える。

第４条第１項中「又は」を「若しくは」に、「者に限る。）」の次に、「又は認定中小企業者」を加え、同条第２項各号列記以外の部分中「あつては」を「あっては」に改め、同項第１号中「あつて、」を「あって、」に、「行つている」を「行っている」に、「あつては」を「あっては」に改める。

第５条第１項中「貸付を」を「貸付けを」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第３項中「沿岸漁業従事者等」を「沿岸漁業従事者又は中小企業者」に、「よつて」を「よって」に、「あつては」を「あっては」に改め、同条第４項中「あつて」を「あって」に改める。

第６条第１項中「その者」の次に「（申請者が認定中小企業者の場合は、当該認定中小企業者が共同して促進法第４条第１項の認定を受けた沿岸漁業従事者等。以下同じ。）」を加え、「第11条第１項第１号」を「第11条第１項第３号」に改め、同項の表生活改善資金の項中「副３部」を「副２部」に改め、同表青年漁業者等養成確保資金の項中「部門経営を開始する場合を除く。（」を「部門経営開始資金を除く資金）」に、「部門経営を開始する場合（」を「部門経営開始資金）」に改め、同表中

「

		（第６号様式の４）			を

」

「

		（第６号様式の４）		
備考　促進法第２条第２項第４号の農商工等連携事業にあっては、同法第４条第１項の農商工等連携事業計画の写しを添付するものとする。				に

」

改める。

第６条第２項中「あつた」を「あった」に、「宮古地区にあつては」を「宮古島市及び宮古郡にあっては」に、「八重山地区にあつては」を「石垣市及び八重山郡にあっては」に改める。

第７条第２項中「行つた」を「行った」に改める。

第８条第１項中「受け取つた」を「受け取った」に改める。

第10条第１項中「あつては」を「あっては」に改め、同条第２項中「あつては」を「あっては」に、「第

10号様式及び研修終了（事業実施）報告書」を「研修終了（事業実施）報告書」に、「を提出」を「を併せて提出」に改め、同条第４項中「漁船衝突防止機器等購入資金」を「漁船衝突防止機器等購入等資金」に、「あつて」を「あって」に、同項の表１の項中「第65条の３の」を「第65条の６の」に、「第65条の３第４項」を「第65条の６第４項」に改める。

第11条第４号中「前３号」を「前８号」に改め、同号を同条第９号とし、同条第３号を同条第８号とし、同条第２号中「怠つた」を「怠った」に改め、同号の次に次の５号を加える。

⑶　仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。

⑷　支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。

⑸　租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

⑹　知事に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

⑺　この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

第14条第２項中「行つた」を「行った」に改める。

第１号様式中「代表者氏名」を「代表者名」に、「（注）　金額の数値で千円とあるものについては、千円未満の端数は切り捨てるものとする（以下同じ。）」を「（注）　金額で千円と表示されているものは、千円単位（千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。以下同じ。）で記載する。」に改める。

第２号様式中

「

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台（セツト）数	単価		
			円	千円	千円

」を

「

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台（セット）数	単価	
			円	千円

」に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名を（）書きで記載すること。

「

資金種類の別	機器等の種類名称	メーカー型式名称	メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	員数	装備する漁船	購入又は設置の予定時期
						登録番号 船名 総トン数 漁業種類 進水年月日 所有者氏名	

（注）１　記入に当たつては、次の事項に注意すること。　　を

⑴　資金の種類の別……操船作業省力化機器等設置資金等ごとの種類を記入すること。
⑵　機器等の種類名称……⑴の資金の種類ごとに「遠隔操縦装置」、「レーダー」等と上下に重ねて記入すること。
⑶　メーカー型式名称……購入予定機器等のメーカー呼称型式のあるものにつき記入すること。
⑷　メーカー名称及び施工者名称……購入予定機器等のメーカー名称及び取付け又は装備を行う施工者の名称を記入すること。
⑸　施設の内容……施設の性能、出力、制御する施設の出力又は工事の内容及び範囲等を記入すること。」

「　⑴　資金の種類、機器等の概要

資金の種類及び機器等の種類名称	メーカー名称及び型式名称	施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

⑵　機器等を装備する漁船

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
漁業種類					

に、

（注）１　記入にあたっては、次の事項に注意すること。
⑴　資金の種類及び機器等の種類名称　操船作業省力化機器等設置資金等の種類及び「遠隔操縦装置」、「レーダー」等の機器等の種類名称を記入する。
⑵　メーカー名称及び型式名称　機器等の種類名称ごとに、メーカー名及び型式番号、品名等を記入する。
⑶　施工者名称　機器等の取付け、装備等を行う施工者の名称を記入する。
⑷　機器等の内容　機器等の性能・出力、制御する施設の出力又は工事内容及び範囲等を記入する。」

「あつては」を「あっては」に、

「

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

を

」

「

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

に改

「

」

める。

第２号様式の２中

「

経常損益（Ｃ＋Ｄ＋Ｅ）					

」を

「

経常損益（Ｃ＋Ｄ＋Ｅ）					

」に改

（注）　乗組員安全機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金及び漁具損壊防止機器等購入資金並びに申請者が認定中小企業者の場合は提出の必要はない。　」

める。

第３号様式中

「

養殖水産動植物の種類		申請額	千円

」を

「

養殖水産動植物の種類	

」に、

「

経営の概況	現在	
	今後	

」を

（注）１　養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式（又は浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水順化養殖技術移動式・小割式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。

２　経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。　」

「

経営の概況	現在	
	今後	

（注）１　申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名を（）書きで記載すること。

２　申請者が認定中小漁業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。に、

３　養殖技術の内容は、新品種養殖技術、沈下式（又は浮沈式）養殖技術、淡水魚の海水順化養殖技術、移動式・小割式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。

４　経営の概況は、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。　」

「

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

」を

「

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

」に改める。

第３号様式の２中

「

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

」を

「

申請者	購入設置する機器等			購入設置費
	種類名称	台数	単価	
			円	千円

」に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名を（）書きで記載すること。」

「

その他	

」を

「

その他	

」に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。」

「　イ　資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称	機器等の内容	購入又は設	装備する

		同利用の別	及び施工者名称		置予定時期	漁　　船
						登　録　番　号 船　　名 総　ト　ン　数 進　水　年　月　日 所　有　者　氏　名

を

」

「　　イ　資源管理措置に必要な機器等

(ｱ)　資源管理措置に必要な機器

種　　類	名　　称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(ｲ)　機器等を装備する漁船　　に、

登　録　番　号		船　　名		総トン数	
所　有　者　氏　名		進水年月日			
漁　業　種　類					

」

「

低　利　用　・　未　利　用　魚　種		漁穫時期	月～　　月
開　発　・　利　用　の　方　法			

を

」

「

低　利　用　・　未　利　用　魚　種		漁獲時期	月～　　月
開　発　・　利　用　の　方　法			

に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。　　」

「　　イ　低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種　　類	名　　称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装　備　す　る　漁　　船
						登　録　番　号 船　　名 総　ト　ン　数

を

						進水年月日 所有者氏名

」

「　　イ　低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

(ｱ)　低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

(ｲ)　機器等を装備する漁船　　に、

登録番号		船名		総トン数	
所有者氏名		進水年月日			
漁業種類					

」

「

活魚出荷の方法	

」を

「

活魚出荷の方法	

」に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。　　」

「　　(ｲ)　活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期	装備する漁船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

を

」

「　　(ｲ)　活魚出荷に必要な機器等

a　活魚出荷に必要な機器

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称	機器等の内容	購入又は設

			及び施工者名称		置 予 定 時 期

に、

ｂ　機器等を装備する漁船

登 録 番 号		船　　名		総トン数	
所 有 者 氏 名		進水年月日			
漁 業 種 類					

」

「

加　工　の　方　法	

」を

「

加　工　の　方　法	

」に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等及び認定中小企業者のそれぞれの取り組む内容を記載すること。」

「

購入設置費	資　金　調　達　方　法		
	沿岸漁業改善資金	自　己　資　金	そ　の　他
千円	千円	千円	千円

」を

「

資　金　調　達　方　法		
沿岸漁業改善資金	自　己　資　金	そ　の　他
千円	千円	千円

」に改める。

第３号様式の３中

「

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台　数	単価		
			円	千円	千円

」を

「

	購入設置する機器等	

申請者				購入設置費
	種類名称	台　数	単　価	
			円	千円

に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、申請者欄に連携する沿岸漁業従事者等の氏名を（）書きで記載すること。」

「

そ　の　他	

を

「

そ　の　他	

に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。」

「

改善後の投餌の状況	

を

「

改善後の投餌の状況	

に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。」

「

改善後の使用状況	

を」

「

改善後の使用状況	

に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。」

「イ　薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種　類	名　称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

を

」

「イ　薬品・漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種　類	名　称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置予定時期

に、

（注）　申請者が認定中小企業者の場合は、連携する沿岸漁業従事者等の取り組む内容を記載すること。」

「

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

」を

「

資金調達方法		
沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円

」に改める。

第４号様式中

「

申請者		家族員	（うち沿岸漁業従事者） 構成　人　人
		世帯主との続柄	
経営の概況			

」を

「

申請者		世帯主との続柄	
家族員	構成 （うち沿岸漁業の従事者○人）		
経営の概況			

」に、

「あつては」を「あっては」に、「しゆん工」を「竣工」に、

「

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

」を

（注）　備考欄に過去における沖縄振興開発金融公庫住宅資金の借入れの有無等を記入すること。」

「

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

」に、

「生活関係の普及指導員」を「水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員」に改める。

第４号様式の２中

「

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

」を

「

総事業費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

」に、

「生活関係の普及指導員又は水産業普及指導員」を「水産業普及指導員又は男女共同参画等担当職員」に改める。

第５号様式中

「

申請者		自ら研修を受ける者又は使用主の別	
申請額	人	千円	

」を

「

申請者		自ら研修を受ける者又は使用者の別	

」に、

「あつては」を「あっては」に、「（使用主」を「（使用者」に改める。

第５号様式の２中

「

申請者	購入設置する機器等			購入費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

」を

「

申請者	購入設置する機器等			購入費
	種類名称	台　数	単　価	
			円	千円

」に、

「

購　入　費	資　金　調　達　方　法		
	沿岸漁業改善資金	自　己　資　金	そ　の　他
千円	千円	千円	千円

」を

「

資　金　調　達　方　法		
沿岸漁業改善資金	自　己　資　金	そ　の　他
千円	千円	千円

」に改める。

第６号様式中

「

開始する漁業の種類		申　請　額	千円

」を

「

開始する漁業の種類	

」に、

「

年　次	事　業　内　容		資　金　調　達　方　法			備　　考
	機器等の種類	金　額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
１年目						
２年目						
３年目						
合　計						

」を

「

年　次	事　業　内　容		資　金　調　達　方　法		

	機器等の種類	金　額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他
１年目					
２年目					
３年目					
合　計					

」に改める。

第６号様式の２中

「

養殖水産動植物の種類		申　請　額	千円

」を

「

養殖水産動植物の種類	

」に、

「

年　次	事　業　内　容		資　金　調　達　方　法			備　　考
	機器等の種類	金　額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
１年目						
２年目						
３年目						
合　計						

」を

「

年　次	事　業　内　容		資　金　調　達　方　法		
	機器等の種類	金　額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他
１年目					
２年目					
３年目					
合　計					

」に、

「２　経営の基本的方針」を「３　経営の基本的方針」に改める。

第６号様式の３中

「

開始する漁業の種類		申　請　額	千円

」を

「

開始する漁業の種類	

」に、

「

年　次	事　業　内　容		資　金　調　達　方　法			備　　考
	機器等の種類	金　額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
１年目						
２年目						
３年目						
合　計						

」を

「

年　次	事　業　内　容		資　金　調　達　方　法		
	機器等の種類	金　額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他
１年目					
２年目					
３年目					
合　計					

」に改

める。

第６号様式の４中

「

養殖水産動植物の種類		申　請　額	千円

」を

「

養殖水産動植物の種類	

」に、

「

年　次	事　業　内　容		資　金　調　達　方　法			備　　考
	機器等の種類	金　額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他	
１年目						

２年目						
３年目						
合　計						

」を

「

年　次	事　業　内　容		資　金　調　達　方　法		
	機器等の種類	金　額	沿岸漁業改善資金	自己資金	そ の 他
１年目					
２年目					
３年目					
合　計					

」に改

める。

第７号様式中

「

	償　還　期　日		金　　額	摘　　要
償	第１回	年　月　日	千円	
	第２回	年　月　日		
還	第３回	年　月　日		
	第４回	年　月　日		
方	第５回	年　月　日		
	第６回	年　月　日		
法	第７回	年　月　日		
	第８回	年　月　日		
	第９回	年　月　日		
	第10回	年　月　日		

」を

「

	償　還　期　日		金　　額	摘　　要
償	第１回	年　月　日	千円	
	第２回	年　月　日	千円	
還	第３回	年　月　日	千円	
	第４回	年　月　日	千円	
方	第５回	年　月　日	千円	
	第６回	年　月　日	千円	
法	第７回	年　月　日	千円	
	第８回	年　月　日	千円	
	第９回	年　月　日	千円	

に改

第10回	年　月　日	千円		
第11回	年　月　日	千円		
第12回	年　月　日	千円		

」

める。

第８号様式中「もつて」を「もって」に、「あつた」を「あった」に改める。

第９号様式中

「

借　入　金　額	償還期日及び償還額	第１回	年	月	日	千円
		第２回	年	月	日	千円
		第３回	年	月	日	千円
千円		第４回	年	月	日	千円
		第５回	年	月	日	千円
		第６回	年	月	日	千円
償　還　期　限		第７回	年	月	日	千円
		第８回	年	月	日	千円
		第９回	年	月	日	千円
年　月　日		第10回	年	月	日	千円

」を

「

借　入　金　額	償還期日及び償還額	第１回	年	月	日	千円
		第２回	年	月	日	千円
		第３回	年	月	日	千円
千円		第４回	年	月	日	千円
		第５回	年	月	日	千円
		第６回	年	月	日	千円
償　還　期　限		第７回	年	月	日	千円
		第８回	年	月	日	千円
		第９回	年	月	日	千円
		第10回	年	月	日	千円
年　月　日		第11回	年	月	日	千円
		第12回	年	月	日	千円

」に改

め、同様式沿岸漁業改善資金借用証書特約条項第１条第４号を同条第９号とし、同条第３号中「怠つた」を「怠った」に改め、同号を同条第８号とし、同条第２号中「怠つた」を「怠った」に改め、同号の次に次の５号を加える。

⑶　乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立があったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立があったとき。

⑷　乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。

⑸　乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。

⑹　乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。

⑺　この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収用されたとき。

第９号様式沿岸漁業改善資金借用証書特約条項第４条第２項中「あつた」を「あった」に改める。

第９号様式沿岸漁業改善資金借用証書特約条項第７条中「なつた」を「なった」に改める。

第12号様式中「代表者氏名」を「代表者名」に、

「

	償　還　期　日	金　　額

当初の償還方法	第１回	年　月　日	千円
	第２回	年　月　日	千円
	第３回	年　月　日	千円
	第４回	年　月　日	千円
	第５回	年　月　日	千円
	第６回	年　月　日	千円
	第７回	年　月　日	千円
	第８回	年　月　日	千円
	第９回	年　月　日	千円
	第10回	年　月　日	千円
変更後の償還方法	償還期日		金額
	第１回	年　月　日	千円
	第２回	年　月　日	千円
	第３回	年　月　日	千円
	第４回	年　月　日	千円
	第５回	年　月　日	千円
	第６回	年　月　日	千円
	第７回	年　月　日	千円
	第８回	年　月　日	千円
	第９回	年　月　日	千円
	第10回	年　月　日	千円

を

」

「

当初の償還方法	償還期日		金額
	第１回	年　月　日	千円
	第２回	年　月　日	千円
	第３回	年　月　日	千円
	第４回	年　月　日	千円
	第５回	年　月　日	千円
	第６回	年　月　日	千円
	第７回	年　月　日	千円
	第８回	年　月　日	千円
	第９回	年　月　日	千円
	第10回	年　月　日	千円
	第11回	年　月　日	千円
	第12回	年　月　日	千円
変更後の償還方法	償還期日		金額
	第１回	年　月　日	千円
	第２回	年　月　日	千円
	第３回	年　月　日	千円
	第４回	年　月　日	千円
	第５回	年　月　日	千円
	第６回	年　月　日	千円

に改

	第７回　　年　　月　　日	千円
	第８回　　年　　月　　日	千円
	第９回　　年　　月　　日	千円
	第10回　　年　　月　　日	千円
	第11回　　年　　月　　日	千円
	第12回　　年　　月　　日	千円

」

める。

第13号様式中

「

	償　還　期　日	金　　額
当初の償還方法	第１回　　年　　月　　日	千円
	第２回　　年　　月　　日	千円
	第３回　　年　　月　　日	千円
	第４回　　年　　月　　日	千円
	第５回　　年　　月　　日	千円
	第６回　　年　　月　　日	千円
	第７回　　年　　月　　日	千円
	第８回　　年　　月　　日	千円
	第９回　　年　　月　　日	千円
	第10回　　年　　月　　日	千円
	償　還　期　日	金　　額
変更後の償還方法	第１回　　年　　月　　日	千円
	第２回　　年　　月　　日	千円
	第３回　　年　　月　　日	千円
	第４回　　年　　月　　日	千円
	第５回　　年　　月　　日	千円
	第６回　　年　　月　　日	千円
	第７回　　年　　月　　日	千円
	第８回　　年　　月　　日	千円
	第９回　　年　　月　　日	千円
	第10回　　年　　月　　日	千円

を

」

「

	償　還　期　日	金　　額
当初の償還方法	第１回　　年　　月　　日	千円
	第２回　　年　　月　　日	千円
	第３回　　年　　月　　日	千円
	第４回　　年　　月　　日	千円
	第５回　　年　　月　　日	千円
	第６回　　年　　月　　日	千円
	第７回　　年　　月　　日	千円
	第８回　　年　　月　　日	千円
	第９回　　年　　月　　日	千円

	第10回　年　月　日	千円
	第11回　年　月　日	千円
	第12回　年　月　日	千円
変更後の償還方法	償還期日	金額
	第１回　年　月　日	千円
	第２回　年　月　日	千円
	第３回　年　月　日	千円
	第４回　年　月　日	千円
	第５回　年　月　日	千円
	第６回　年　月　日	千円
	第７回　年　月　日	千円
	第８回　年　月　日	千円
	第９回　年　月　日	千円
	第10回　年　月　日	千円
	第11回　年　月　日	千円
	第12回　年　月　日	千円

に改

」

める。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。

２　この規則の施行の際、現に、改正前の沖縄県沿岸漁業改善資金貸付規則第６条の規定により、同規則第２条の表第４項に係る資金の貸付けを申請している者に対しての貸付限度額は、改正後の同規則第２条の表第４項の規定に関わらず、なお従前の例による。

沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年４月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

沖縄県規則第31号

沖縄県物品調達基金管理規則の一部を改正する規則

沖縄県物品調達基金管理規則（昭和47年沖縄県規則第116号）の一部を次のように改正する。

第７条第３項に次のただし書を加える。

ただし、物品管理課長が認めるものについては、関係書類を省略することができる。

第７条に次の１項を加える。

４　前項において、当該機関の長が検査を行わせる職員は、検査を行う給付の内容に係る契約についての予算執行伺いをした職員以外の職員でなければならない。

第８条第１項第１号中「５日」を「10日」に、「４月末日」を「５月10日」に改め、同項第２号中「月曜日」を「金曜日」に改める。

第11条第３項を削る。

別表中「100万円」を「３万円」に、「請求書」を**「納品書**
請求書」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　　示

沖縄県告示第270号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第７条第１項の規定により、昭和48年沖縄県告示第101号で指定した玉城農業振興地域の区域並びに昭和49年沖縄県告示第17号で指定した大里農業振興地域の区域、佐敷農業振興地域の区域及び知念農業振興地域の区域を次のとおり統合する。

平成22年４月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　区域を統合した後の地域の名称　南城農業振興地域

２　区域の位置　次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第271号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の２第２項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成22年４月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

１　解除に係る保安林の所在場所　国頭郡恩納村字瀬良垣瀬良垣原656番１（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的　潮害の防備

３　解除の理由　漁港施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第272号

沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年４月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

沿岸漁業改善資金貸付基準の一部を改正する告示

沿岸漁業改善資金貸付基準（昭和55年沖縄県告示第47号）の一部を次のように改正する。

第１の表１の項中「営む生産組合」を「営む漁業生産組合」に改め、「限る。）」の次に「並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「促進法」という。）第４条第１項の認定を受けた中小企業者であって同条第２項第２号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）」を加え、同表４の項中「あつて」を「あって」に改め、同表６の項中「限る。）」の次に「及び認定中小企業者」を加え、同表８の項中「１と同じ。」を「沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）及び沿岸漁業を営む会社（その常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）」に改め、同表９の項及び10の項中「１と」を「８と」に改め、同表11の項中「漁船衝突防止機器等購入資金」を「漁船衝突防止機器等購入等資金」に、「１と」を「８と」に改め、同表12の項及び13の項中「１と」を「８と」に改める。

第２の表１の項中「設置に必要な」の次に「資材の購入に必要な」を加え、同表３の項中「あつて」を「あって」に改める。

第３の表２の項中「あつて」を「あって」に、「定まつて」を「定まって」に、同表３の項中「あつて」を「あって」に改める。

第５の表中

「

１件につき100万円未満	１人
１件につき100万円以上200万円まで	２人

」を

「

１件につき100万円未満	１人

１件につき100万円以上200万円まで	２人

に改める。

」

附　則

この告示は、平成22年４月30日から施行する。

沖縄県告示第273号

海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。

平成22年４月30日

沖縄県知事　　仲　井　眞　　弘　多

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	安護の浦港海岸	阿佐地区海岸阿佐(北)地先海岸	基点１から基点20までを順次直線で結んだ線、補助点１から補助点５までを順次直線で結んだ線、基点１と補助点１を直線で結んだ線及び基点20と補助点５を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点１　一等三角点（宇２）座間味島（北緯26度14分11秒1255、東経127度18分21秒7931）から89度04分41秒496.81メートルの地点 基点２　基点１から269度59分49秒38.45メートルの地点 基点３　基点２から20度09分25秒24.46メートルの地点 基点４　基点３から22度14分33秒24.48メートルの地点 基点５　基点４から30度20分30秒22.83メートルの地点 基点６　基点５から３度11分04秒9.20メートルの地点 基点７　基点６から345度21分18秒9.20メートルの地点 基点８　基点７から335度59分57秒39.34メートルの地点 基点９　基点８から33度29分50秒39.23メートルの地点 基点10　基点９から59度33分51秒17.87メートルの地点 基点11　基点10から45度07分10秒21.03メートルの地点 基点12　基点11から41度45分59秒25.52メートルの地点 基点13　基点12から44度45分38秒23.01メートルの地点 基点14　基点13から33度48分55秒13.96メートルの地点 基点15　基点14から80度26分09秒19.31メートルの地点 基点16　基点15から52度19分26秒21.79メートルの地点 基点17　基点16から323度25分13秒2.21メートルの地点 基点18　基点17から54度03分38秒50.33メートルの地点 基点19　基点18から321度21分36秒5.83メートルの地点 基点20　基点19から73度42分26秒45.85メートルの地点 補助点１　基点１から27度01分32秒61.45メートルの地点 補助点２　補助点１から１度38分39秒28.82メートルの地点 補助点３　補助点２から336度16分00秒32.22メートルの地点 補助点４　補助点３から43度36分53秒62.47メートルの地点 補助点５　補助点４から55度19分33秒171.44メートルの地点

沖縄県告示第274号

海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県南部土木事務所において縦覧に供する。
平成22年４月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	安護の浦港海岸	阿佐地区海岸阿佐(南)地先海岸	基点１から基点６までを順次直線で結んだ線、補助点１から補助点３までを順次直線で結んだ線、基点１と補助点１を直線で結んだ線及び基点６と補助点３を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点１　一等三角点（宇２）座間味島(北緯26度14分11秒1255、東経127度18分21秒7931)から111度05分56秒597.81メートルの地点 基点２　基点１から313度40分45秒15.00メートルの地点 基点３　基点２から300度24分41秒15.00メートルの地点 基点４　基点３から292度28分47秒79.24メートルの地点 基点５　基点４から326度04分58秒44.44メートルの地点 基点６　基点５から352度59分28秒38.17メートルの地点 補助点１　基点１から33度38分32秒45.39メートルの地点 補助点２　補助点１から290度04分56秒90.63メートルの地点 補助点３　補助点２から５度58分21秒54.39メートルの地点

沖縄県告示第275号

海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定により、昭和54年沖縄県告示第564号で指定した海岸保全区域を次のとおり廃止する。
平成22年４月30日

沖縄県知事　仲　井　眞　弘　多

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島	安護の浦	座間味村阿佐	海岸保全区域 基点１から基点３までを順次結んだ線、基点１と補助点１を結んだ線及び基点３と補助点１を結んだ線、以上の各線によって囲まれた区域 基点及び補助点の表示 基点０　国土地理院設置、座間味Ｉ等三角点(北緯26度13分57秒0612、東経127度18分28秒3778) 基点１　基点０から82度435メートルの地点 基点２　基点１から162度110メートルの地点 基点３　基点２から104度200メートルの地点 補助点１　基点３から10度70メートルの地点 海岸保全区域延長275メートル

公　　告

沖縄県平和祈念資料館及び平和の礎の設置及び管理に関する条例施行規則（平成12年沖縄県規則第87号）第３条第１項第４号の規定により、次のとおり沖縄県平和祈念資料館を臨時に休館する。

平成22年４月30日

沖縄県知事　仲井眞　弘多

臨時休館日　平成22年７月13日から同月15日までの間

企　業　局　事　項

沖縄県企業局管理規程第５号

沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年４月30日

沖縄県公営企業管理者
企業局長　宮　城　嗣　三

沖縄県企業局職員服務規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員服務規程（昭和50年沖縄県企業局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号中「電子計算機」を「電子計算機等」に、「出勤時間」を「出勤時刻」に、「退勤時間」を「退勤時刻」に改める。

第６条の８第１項中「添えて」の次に「、あらかじめ」を加える。

第10条第２項中「定刻までに」を削り、「勤務管理システムにより」の次に「自ら」を加え、同項ただし書中「職員にあっては」の次に「、定刻までに出勤したときは」を加え、同条第３項中「管理者が定める」を「前項ただし書の」に、「時間」を「時刻」に改め、同条に次の１項を加える。

４　所属長は、管理者が定める場合を除き、前２項の規定による記録を確認しなければならない。

第11条第１項中「願い出て」を「請求し」に改める。

第11条の２第１項を次のように改める。

第11条の２　介護休暇を受けようとする職員は、勤務管理システム（管理者が定める職員にあっては、介護休暇簿（第９号様式の２））によりあらかじめ所属長に請求し、その承認を受けなければならない。

第11条の３を次のように改める。

（組合休暇の承認）

第11条の３　組合休暇を受けようとする職員は、勤務管理システム（管理者が定める職員にあっては、組合休暇承認申請書（第９号様式の３））によりあらかじめ所属長に請求し、その承認を受けなければならない。この場合において、職員は労働組合からの依頼書を所属長に提出しなければならない。

第16条の２の次に次の１条を加える。

（振替及び割振り変更）

第16条の３　所属長は、就業規程第５条第５項の規定に基づき、勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を特に勤務することを命ずる必要がある日に割り振ろうとするときは、勤務管理システム（管理者が定める職員にあっては、管理者が定める様式）により行わなければならない。

第17条中「超えて勤務することを命じ」を「超え」に改める。

第17条の７の次に次の１条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第17条の８　所属長は、就業規程第８条の２の規定に基づき、時間外勤務代休時間を指定しようとするときは、時間外勤務代休時間指定簿（第11号様式の５）により行わなければならない。

第11号様式の４の次に次の１様式を加える。

第11号様式の５（第17条の８関係）

時間外勤務代休時間指定簿

所属長の	直接監督	本人の	所属	

認印	者の認印	認印		
			職名	
			氏名	

時間外勤務代休時間を指定する日	年　月　日（　曜日）
当該時間外勤務代休時間を指定する日の正規の勤務時間	時　分～　時　分 (うち休憩時間　時　分～　時　分)

当該時間外勤務代休時間を指定する時間

（　年　月分）

指定に代えようとする時間外勤務の時間数			
換算率	× 25/100	× 50/100	× 15/100

↓

□　７時間45分　　□　４時間　　□　時間　分

(年次有給休暇※を連続して指定する場合)

※連続して取得する年次有給休暇の時間　　時　分～　時　分（　時間）

給与手続照合済印

附　則

この規程は、平成22年４月30日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第13号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第５項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成22年４月30日

沖縄県教育委員会
委員長　比　嘉　梨　香

1　施設の名称　沖縄県立博物館・美術館
2　指定管理者
　文化の杜共同企業体
　　代表者　那覇市おもろまち１丁目３番31号　株式会社沖縄文化の杜
　　那覇市おもろまち１丁目３番31号　株式会社沖縄タイムス社
　　浦添市勢理客三丁目９番11号　株式会社国際ビル産業
3　観覧料を承認した期間　平成22年５月14日から同年６月６日まで
4　観覧料の額
企画展　「新収蔵品展」

区　分	観覧料の額（１人につき）	
	個人の場合	団体の場合

美術館施設	一般	200円	160円
	大学生及び高校生	150円	120円
	中学生及び小学生	100円	80円

備考

1　「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。

2　「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。

3　「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。

4　「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話　098-866-2074

印刷所　有限会社　ドリーム印刷
〒901-1117 南風原町字津嘉山1537-6
販売所　株式会社リウボウ(沖縄県官報販売所) 〒900-8503
那覇市久茂地１丁目１番１号・デパートリウボウ内１Ｆ
購読料　１部１箇月1,800円